



第一種原動機付自転車（白色 50cc 以下）のナンバープレート交付申請の際に、
福山市のスポーツ振興のために 1,000 円以上の寄附をしていただくと
「広島東洋カープ」デザイン入りナンバープレートが選べます！！



つけて走って 地元カープを盛り上げよう！！



原動機付自転車「カープ」ナンバープレート

(注意)「カープ」ナンバープレートは、軽自動車税（種別割）の課税のために福山市からお貸しするものです。
このため、廃車手続きの際は返納しなければなりません。また、ナンバープレートの転売や譲渡をすることはできません。

「カープ」
ナンバープレート

ご希望の方は

ナンバープレートの交付申請の際に、
「寄附申出書」に記入の上、**1,000円以上の寄附金**を添えて、
税制課（本庁舎 2 階）に**提出**してください。

原動機付自転車「カープ」ナンバープレートの交付に係る寄附制度について

1. 寄附金の使い道について

誰もがスポーツを気軽に楽しみ、スポーツを通じてにぎわいが生まれる町をめざすことなど、福山市のスポーツ振興のために活用します。

2. 寄附にあたっての注意事項

(総務大臣が指定する) 都道府県・市区町村に対する寄附になりますので、ふるさと納税に該当し、所得税や個人住民税から寄附金控除が可能です。

①個人がこの寄附をされた場合

寄附金額のうち、2,000 円を超える部分が寄附金控除の対象になりますので、カープナンバーに対する寄附金が 2,000 円以下の場合には、この他の地方自治体等に対する寄附との合計が 2,000 円を超える場合には、寄附金控除の対象となります。

②法人がこの寄附をされた場合

法人税額の算定上、寄附金を支出した事業年度で全額損金算入できます。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。 [市HP](#) [原付カープナンバー](#) [検索](#)

※各種様式は市ホームページからダウンロードできます。

「カーブ」ナンバープレートの交付手続きについて

1 交付の対象者

次の①②のいずれかに該当する方が、その手続きの際にナンバープレート1枚当たり1,000円以上の寄附をしていただいた場合に交付します。このプレート交付には、手数料などはかかりません。

- ① 第一種原動機付自転車（白色50cc以下）のナンバープレートの新規登録者
- ② 既存のナンバープレートから「カーブ」ナンバープレートへの交換（1台につき1回限り）

[②の場合、ナンバープレート番号が変更になります。自賠責保険等の変更手続きが必要な場合があります。あらかじめ加入する保険会社にご相談ください。]

(注意) 原動機付自転車の登録は個人名または法人名で行わなければなりません。また、寄附者は原動機付自転車の所有者と同一でなければなりません。そのため、ご家族の名義で寄附をされた場合や任意の団体の名義で寄附をされた場合は、原動機付自転車の所有者に該当せず、「カーブ」ナンバープレートの交付を受けることはできません。

2 交付手続きの方法

標識交付手続き

軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼
標識交付申請書
ア

+

寄附金の手続

寄附申出書
イ

+

寄附金
1,000円以上
ウ

- ・申請書**ア**の「カーブ」ナンバープレートの希望欄にしてください。
- ・ナンバープレート1枚につき、寄附申出書**イ**が1枚必要です。
- ・**ア**の所有者と**イ**の寄附者の名前は、同一である必要があります。
- ・別に交付手続きに必要なものがあります。下表を確認してください。

申請書 **ア**・申出書 **イ**・寄附金 **ウ** を提出

【受付・交付場所、問合せ先】
福山市税務部税制課（本庁舎2階）
 福山市東桜町3番5号 / TEL084-928-1152

【受付・交付時間】
8:30～17:15 土日祝日を除く

納入通知書兼領収書
 標識交付証明書
 ナンバープレート
エ オ カ

ナンバープレート**エ**

標識交付証明書
オ

納入通知書兼領収書
カ

エを原動機付自転車に取り付けてください。
※「寄附金受領証明書」は後日寄附者の住所へ送付します。

※「カーブ」ナンバープレートの取扱いは本庁のみとなります。各市民センター・市民交流センター・支所等では受付・交付は行っていませんのでご注意ください。
 ※バイク販売店等が手続きを代行される場合も上記と同様の手続方法となりますので、代行を依頼された方はナンバープレート**エ**と併せて交付する標識交付証明書**オ**と納入通知書兼領収書**カ**を販売店などから受領してください。

交付手続きに必要なもの

手続の区分	必要なもの
新規登録 ※1	<ul style="list-style-type: none"> ○車名、車台番号、排気量などの車両情報が確認できるもの（販売証明書・譲渡証明書・廃車申告受付書など） ○届出者の本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード・健康保険証など）
名義変更 廃車	<ul style="list-style-type: none"> ○ナンバープレート ○標識交付証明書（紛失により無い場合は省略可） ○届出者の本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード・健康保険証など）
プレート交換 (1台につき1回限り) 登録	※1と同じ

個人が新規登録する場合に限り、マイナンバーカードを利用して電子申請が可能です。

- 【注意事項】**
- ・対象車種は「第一種原動機付自転車（白色50cc以下）」のみとなります。
 - ・ナンバープレートの番号は、予約・指定・選択はできません。
 - ・新規登録は従来のナンバープレートとの選択制となります。
 - ・ナンバープレートは軽自動車税（種別割）の課税のために福山市からお貸しするものです。このため、廃車手続の際は返納しなければなりません。また、ナンバープレートの転売や譲渡をすることはできません。